

【諮問第124号～第126号】

16川公審第 28号

平成17年1月31日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市公文書公開審査会

会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて  
(答申)

平成15年12月25日付け15川環廃第824号で諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

産業廃棄物処分実績報告書及び特別管理産業廃棄物処分実績報告書のうち産業廃棄物処分業者(報告者)・特別管理産業廃棄物処分業者(報告者)のそれぞれの印影、委託者(排出事業者又は処分業者)の許可番号、氏名又は名称、住所、引き渡した者(再委託を受託した者)の許可番号、氏名又は名称、処分場所の情報を除き開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成15年10月29日付けで、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長(以下「実施機関」という。)に対し、①「川崎市川崎区内の特定の産業廃棄物処分業者の平成13年度及び平成14年度分の産業廃棄物処分実績報告書」、②「川崎市川崎区内の特定の産業廃棄物処分業者の平成13年度及び平成14年度分の産業廃棄物処分実績報告書及び特別管理産業廃棄物処分実績報告書」及び③「川崎市幸区内の特定の産業廃棄物処分業者の平成13年度及び平成14年度分の産業廃棄物処分実績報告書及び特別管理産業廃棄物処分実績報告書」の写しの交付請求を行った。

実施機関は、平成15年11月10日付けで、それぞれの交付請求の対象公文書について、当該法人の顧客情報が記載されており、法人の利益活動が損なわれるおそれがあり、条例第8条第2号アに該当するものであるとして、いずれの請求に対しても拒否処分を行った。

異議申立人は、平成15年11月20日付けで、他の自治体では同文書は全部開示されているとしてそれぞれの拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った(①審査会諮問第124号事件、②審査会諮問第125号事件、③審査会諮問第126号事件)。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成16年2月18日付け及び平成16年6月18日付け意見書によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

対象公文書である産業廃棄物処分実績報告書及び特別管理産業廃棄物処分実績報告書に記載された委託者は産業廃棄物の種類等を記載した同様の報告書を提出しており、公文書の開示請求があれば開示されることが予想される。当該報告書の委託者情報が明らかになったとしても、処分業者の選定は委託者の意思で決定されるものであり、これにより不適正な処理が助長されることとは直接結びつかない。

産業廃棄物の種類及び処分量が明らかになることにより、その値に標準的な処理単価を掛けて年間の経営規模を予測することができることは推測にすぎず、それによって経営規模の実態をつかむことにはなり得ない。

処理を行っている主な産業廃棄物の種類を開示しても具体的な経営戦略を明らかにすることにはならない。

以上の理由により対象公文書を開示しても競争上の地位を害することにはならない。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成16年1月22日付け処分理由説明書及び同年5月28日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

本件拒否処分の対象公文書は、産業廃棄物処分実績報告書及び特別管理産業廃棄物処分実績報告書であり、これらは川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成5年3月26日規則第28号）の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けた者又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者が前年度分の処分実績を市長に報告するもので、報告書には産業廃棄物の種類、委託者、処分方法等が記載されている。この委託者とは産業廃棄物を排出した者であり、当該処分業者から見れば重要な顧客情報であり、これを開示した場合には、同業他社が当該委託者に営業活動を行うことにより、報告書を提出した処分業者が多大な不利益をこうむる可能性が高い。

また、この情報を基に不当に安価な処分料金で他の処分業者が介入した場合には不適正な処理が助長される懸念もある。

産業廃棄物の種類及び処分量を開示すれば、年間の経営規模や当該廃棄物処分業者の経営戦略が明らかになる。

このような理由により対象公文書を開示することは当該処分業者の競争上の地位を害するおそれがあるため拒否処分としたものである。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、諮問を受けた案件の異議申立人が同一人であり、対象公文書の内容はいずれも同種のものであり、実施機関の処分理由及び異議申立人の意見書もそれぞれの案件に共通した趣旨であったため、併合審理することと決定し、次のとおり判断する。

(1) 条例第8条第2号は「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの」について不開示としている。

そして、同号アは、不開示の情報として「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を挙げている。

ただし、これらの情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」として、これらに該当する場合には開示することとしている。

(2) 実施機関は、この条例第8条第2号アを根拠として、拒否処分を行なった。

すなわち、実施機関は、対象公文書である産業廃棄物処分実績報告書、特別管理産業廃棄物処分実績報告書には、産業廃棄物の種類、委託者、処分方法等を記載することとなっており、このうち委託者は、産業廃棄物を排出した者であり、当該処分業者からすれば、自らの営業活動によって開拓した商取引相手であつて、商業上極めて重要な顧客情報であると解される。したがって、万一、これを開示した場合、競争上の地位を害するおそれがあり、他の同業者が容易に当該処分業

者の顧客情報の入手が可能となり、委託者に営業活動を持ち掛ける等の行為をした場合に、当該処分業者が多大な不利益を被る可能性は極めて高いと推察される。特に、不当に安価な処分業者が介入した場合、不適正処理が助長される懸念があるとする。

また、処理した産業廃棄物の種類及び処理量については、実際にどのような種類の産業廃棄物をどれだけ処理したのかの実績が明らかになることにより、その値に標準的な処理単価を掛ければ年間の経営規模が積算できることとなる。

また、主にどの種類の産業廃棄物を処理しているかを明らかにすることは、当該処分業者が、どの産業廃棄物の処理に主軸をおいて経営しているか等の経営戦略が明らかになることとなり、競争上の地位を害するおそれがあるとする。

- (3) これに対し、異議申立人は、対象公文書にある委託者自身は、産業廃棄物の種類等と同様な報告書を提出していて、開示請求があれば当然開示されるべきものであることから考えれば、重大な顧客情報であること等の理由は理由として成り立たないとする。

さらに、この委託者の情報が開示されたとしても、不適正な処理が助長されることとは直接結びつかないし、さらに、経営規模の実態や経営戦略に該当するような情報とはなり得ないとする。そして、そもそも、実施機関が指摘する程度の「経営戦略」であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の2にある記録の閲覧及び同施行規則第10条の4の許可申請を見れば明らかであるから、特に競争上の地位を害するものと考えすることは出来ないとしている。

- (4) 産業廃棄物処分実績報告書及び特別管理産業廃棄物処分実績報告書の書式を見れば、次の項目を記載事項としている。

- ①報告者である産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者の住所、氏名、電話番号、FAX番号、担当者名、印影
- ②報告者の許可の種類、許可年月日、許可番号
- ③産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
- ④委託者（排出事業者又は処分業者）の許可番号、氏名又は名称、住所
- ⑤受託量
- ⑥処分方法、処分量、処分場所
- ⑦引き渡した者（再委託を受託した者）の許可番号、氏名又は名称
- ⑧引き渡した者（再委託を受託した者）の処分場所、処分方法、引渡数量

これらの事項が法人情報として条例第8条第2号アに該当するかについて検討する。

- (5) 通常、営業活動上の秘密に関する情報は法人情報に該当すると考えられている。

生產品目、生産量、施設からの排出物質の種類・量等に関する情報や、原材料の仕入れ、製品の生産・出荷等に関する情報はこれに該当するものとされている。

本件は、異議申立人自身が、特定の産業廃棄物処分業者3社を指定して公文書の開示を請求している事案である。

そこで、このような請求の特殊性からすれば、当該特定の産業廃棄物処分業者

自身の情報である①のうち当該特定の産業廃棄物処分業者自身の印影以外のものと②はいずれも、その請求から自ずから判明するところである。したがって、①のうち当該特定の産業廃棄物処分業者自身の印影以外の情報及び②については、法人情報として不開示とするべき理由はない。これに対し、①のうち当該産業廃棄物処分業者自身の印影については、法人情報に該当するから、これについては不開示とすべきである。

次に、④の委託者（排出事業者又は処分業者）である事業者の氏名又は名称、住所は当該産業廃棄物処分業者にとっては、自らの営業活動上の取引先に関する情報であることは明らかで、当該法人にとっては、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるから、保護されるべき情報であると言うべきである。その意味で、条例第8条第2号アに該当すると認められる。

⑦の引き渡した者（再委託を受託した者）の氏名又は名称も同様である。

そして、いずれの場合も許可番号は、これを調べれば、当該事業者或いは産業廃棄物処分業者が誰であるか特定が可能であるという意味においては、不開示とされるべきであると言える。

しかし、③の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類については、ここに記載されるのは、一般的な産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分に過ぎないから、これによって、何らか当該産業廃棄物処分業者が不利益を被るということは考えがたい。

また、⑤の受託量についても、受託者が開示されていない限りは、特にこれによって、何らか当該産業廃棄物処分業者が不利益を被るということは考えがたい。

さらに、⑥の処分方法、処分量、処分場所については、産業廃棄物処理施設以外で、処分することは出来ないのであるし、その処分方法も法令で定められた方法以外には処分できないのであって、その確認の意味での記載でしかないから、営業上の秘密というに足りない。特に、処分場所は、基本的に再委託しない限りは、当該産業廃棄物処分業者自身が設置している産業廃棄物処理施設であるのだから、その設置許可を調べれば明確になってしまうことであり、とりたてて、営業上の秘密として保護されるものとはならないと考えられる。

また、処分量は、受託量と合致しているかどうかの確認の意味の記載であるのだから、特にこれによって、何らか当該産業廃棄物処分業者が不利益を被るということは考えがたい。

⑧の引き渡した者（再委託を受託した者）の処分場所、処分方法、引渡量のうち、処分方法、引渡량については、前記⑥と同様に考えられるから、法人情報ではないと解される。しかし、処分場所は、ここから逆に再委託先を調査することが出来ないではないので、許可番号と同様の意味で、不開示とされるべきである。

(6) ところで、異議申立人が開示を求めた対象公文書は、「川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則」第13条第2項に基づき提出される文書である。

「川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則」は、廃棄

物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行について必要な事項を定めているものである(第1条)。

この第13条第2項には、「法第14条第6項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けた者又は法第14条の4第6項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に関し、／産業廃棄物／特別管理産業廃棄物／処分実績報告書(第11号様式)及び産業廃棄物処理施設等における処理実績報告書(第12号様式)により市長に報告しなければならない。」とされていて、報告が義務付けられている。

この報告の徴収は、法第18条第1項の「都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあっては、管理者を含む。)若しくは産業廃棄物処理施設の設置者又は情報処理センターに対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。」との規定に根拠を有しており、各地方公共団体において同じような書式において報告書が徴収されているものである。

ちなみに、産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者についても実績報告書が義務付けられている(川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第31条及び第32条)が、この根拠も前記法第18条第1項である。

- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物も含む)の処理については、事業者は自ら産業廃棄物を処理し、或いは産業廃棄物処分業者に委託して処理する場合、いずれの場合においても産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準にしたがって、適正に処理することを必要としており(法第12条)、産業廃棄物処分業者に委託する場合には、産業廃棄物管理票(法第12条の3)によって管理し、管理票交付者には、この管理票の保管義務及び報告義務が課せられている。

このように産業廃棄物の処理等の流れを管理する他、産業廃棄物処分業者について許可制度を定め、前記のような事業者及び産業廃棄物処分業者に報告義務を課することによって、法は「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」という目的を達成しようとして図っているものである。特に、報告の徴収は、その後の立入検査、改善命令、措置命令の前提ともなると解される。

このような法の仕組みからすれば、前記④、⑦の情報についても、条例第8条第

2号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するものとならないかについて、更に検討する必要がある。

しかし、そもそも産業廃棄物処分業者・特別管理産業廃棄物処分業者の産業廃棄物処理の実績の報告書は、適法に処理されている産業廃棄物の処理報告であって、不法投棄によって、土壌汚染等の被害が発生している場合とは根本的に異なり、適法に処理されている限りにおいては、「人の生命、健康、生活又は財産」が侵害される危険性はないというべきである。

他方、前記のとおり④、⑦の情報は産業廃棄物処分業者・特別管理産業廃棄物処分業者にとっては、自らの営業活動上の取引先に関する情報は当該法人にとっては、営業上の知られたくない情報であり、場合によっては極めて大きな不利益を被る可能性もある情報である。特に、本件においては、前記のように特定の産業廃棄物処分業者を指定しての開示請求であるため、報告者の法人情報については印影以外のものは当然判明するものであるところから、開示しているという事案の性格上、特定の産業廃棄物処分業者の取引先がどこであるかということが、一目瞭然となる関係にある。

そこで、本件産業廃棄物処分業者・特別管理産業廃棄物処分業者の被るべき不利益と、他方「人の生命、健康、生活又は財産」が侵害される危険の蓋然性とを比較衡量するならば、④、⑦については、前者の利益の方が保護されるべきであり、条例第8条第2号ただし書きの適用はないと考える。

よって、本件対象公文書については、産業廃棄物処分業者(報告者)・特別管理産業廃棄物処分業者(報告者)のそれぞれの印影、委託者(排出事業者又は処分業者)の許可番号、氏名又は名称、住所、引き渡した者(再委託を受託した者)の許可番号、氏名又は名称、処分場所の情報を除き開示すべきである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会 (五十音順)

委員	小林	美智子
委員	鈴木	庸夫
委員	高岡	香
委員	安富	潔